

議案第18号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の全部を改正する条例の
制定について

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の全部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

重度心身障害者の医療費等の助成について、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、対象者の申請手続に係る負担軽減を図るため現物給付制度が導入されることによる受給券等に関する規定、助成対象者の要件に関する規定、一部負担額に関する規定等を整備するに当たり、現行の規定の多くを見直す必要があるため、条例の全部を改正するものである。

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の全部を改正する条例
富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年富津市条例第44号）
の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度の知的障害者及び身体障害者（以下「重度心身障害者」という。）に対し医療費及び調剤費（以下「医療費等」という。）の一部を助成することにより、その健康の保持と生活の安定に寄与するとともに重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所において、その障害の程度が千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号）別表の最重度又は重度に該当すると判定された者

2 この条例において「医療保険各法」とは、規則に定める医療保険に関する法律をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 本市の住民基本台帳に記録されている者

（2） 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者であるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）

ウ 本市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者

(2) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの

(3) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により支給資格の認定を受けた者

(4) 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども

(5) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日の前日までの間に前条第1項の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。

(6) 本市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 助成は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額（対象者が

負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額並びに医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。) から、別表に定める世帯区分に応じた一部負担額を控除した額について行うものとする。

(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする対象者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、助成に係る受給資格の認定の可否を決定し、当該申請をした対象者に通知するものとする。

(受給券)

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成に係る受給資格の認定をしたときは、当該認定をした対象者に受給券を交付するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた対象者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）のうち県内の保険医療機関において医療の給付を受けるときは、被保険者証等及び受給券を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 市長は、対象者が県内の保険医療機関において医療の給付を受けたときは、当該保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、対象者が当該保険医療機関以外の保険医療機関で保険給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、当該対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。

2 助成は、第5条第1項の規定による申請を受理した日から行うものとする。ただし、当該受理した日以前に対象者が保険医療機関において医療の給付を受けたときは、規則で定める日から行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により助成を受けようとする対象者は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年以内に市長に届け出るものとする。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた対象者は、第5条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、当該受給券を添えて、速やかに市長に届け出なければな

らない。

(損害賠償との調整)

第9条 対象者は、助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該事由に係る助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 前項の場合において、対象者が助成を受けた後に第三者から損害賠償を受けたときは、対象者は、当該助成の額の限度において市長が定める額を返還しなければならない。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受け、又は助成以外に法令等による医療費等の支給を受けた者がいるときは、その者に本市が既に支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(支払過誤の調整)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により保険医療機関又は対象者に助成する額を支払った場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤のあった支払月の翌月以降の支払額との間で必要な調整を行うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(時効)

第13条 助成を受ける権利は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、重度心身障害者に対する助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)以後に受けた医療の給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にこの条例による改正前の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例第2条第1項の規定に該当していた65歳以上の者で、施行日以後も引き続き新条例第2条第1項の規定に該当するものについては、同条例第3条第2項第5号の規定は、適用しない。

(準備行為)

- 4 市長は、新条例の規定による受給券の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為を、施行日前においても行うことができる。

別表(第4条関係)

世帯区分	一部負担額	
	入院1日又は 通院1回当たり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の場合	0円	

注1 市町村民税所得割課税世帯とは、基準税額が生じるものをいう。

- 2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として一部負担額を算定する。